## 開設後に下記事項を変更する際には、保健所に手続きが必要です。

「許可申請」は変更前に2部提出し許可を受けて〈ださい。「変更届」は変更後10日以内に1部届け出て〈ださい。

変更事項		診療所		助産所		添付書類
		医療法人等 非医師・非歯科医師 開設	医師・歯科医師 開設	医療法人等 非助産師開設	助産師開設	(下記以外の書類も必要 な場合があります)
診療所・助産所	従業員の定員	変更許可申請	変更届	変更許可申請	変更届	
	敷地の面積・平面図	変更許可申請	変更届	変更許可申請	変更届	敷地平面図、土地登記簿等
	建物の構造概要・平面図 (増改築、部屋の用途変更等)	変更許可申請(注1)	変更届(注1)	変更許可申請 (注2)	変更届 (注2)	構造概要書・平面図
	管理者	変更届	変更届(注3)	変更届	変更届 (注3)	免許証の写し(原本照合必要) 履歴書
	定款、寄附行為又は条例	変更届		変更届		定款等
	開設場所の所在地の改称	変更届(注4)			(住居表示証明等)	
	開設者・管理者の住所・氏名	変更届(注5)				氏名・法人名の変更の場合は戸籍 抄本・登記簿謄本等
	施設の名称	变更届				医療法人の場合は、定款・登記簿 謄本等
診療所	開設の目的及び維持の方法	変更許可申請				
	病床数、病室定員、病床種別 毎の病床数	変更許可申請また は変更届(注6)	変更届(注6)			平面図・病室構造概要書
	歯科技工室の構造設備の概要	変更許可申請	変更届			構造設備概要書
	診療科目	変更届				麻酔科を追加標榜するときは麻 酔科標榜許可証の写し
	診療日・診療時間	(変更届)	変更届			
	診療に従事する医師、歯科医 師、薬剤師	(変更届)(注7)	変更届(注7)			免許証の写し(原本照合必要) 履歴書
	診療に従事する医師・歯科医 師、薬剤師の氏名	(変更届)	変更届			戸籍抄本等
	医師・歯科医師の担当診療科 名、担当診療日・時間	(変更届)(注7)	変更届(注7)			(医師当番表等)
	開設者(管理者)が同時に他 の病院・診療所を開設・管理・ 勤務するとき	許可申請(開設・管理する場合) 変更届(勤務する場合)				理由書、他の病院・診療所の同意 書
助産所	入所者数、入所室の定員			変更許可申請	変更届	平面図・入所室の構造概要書
	開設者が同時に他の助産所を 開設又は管理するとき、若し くは同時に他の病院、診療所 又は助産所に勤務するとき				許可申請 または変 更届	理由書、他の病院・診療所の同意 書
	業務に従事する助産師の氏 名、勤務日・勤務時間				変更届	免許証の写し(原本照合必要) 履歴書
	嘱託医師、嘱託医療機関			变更届		免許証の写し(原本照合必要) 履歴書、承諾書

- \*診療用エックス線装置等を変更する際には、別途、管理者名で診療用エックス線装置等の変更届が必要です。
- \*「(変更届)」は医療法に準じて届出をお願いしているものです。
- (注1)病床を有する診療所については、変更場所を使用する前に使用許可も必要です。病床数·病室定員を変更する場合は、病床数·病室定員の変更手続きも必要で、兵庫県知事に対して事前に病床変更許可申請等が必要な場合があります。また、診療用エックス線装置等を変更する場合は、管理者名で変更届が必要です。
- (注2)入所室を有する助産所については、変更場所を使用する前に使用許可も必要です。入所者数·入所室定員を変更する場合は、入所者数·入所室定員の変更手続きも必要です。
- (注3)個人開設の場合で、開設者以外が管理者になる場合は、事前に管理免除許可申請が必要です。
- (注4) 開設場所の実質的な変更(集合建物内の移動を含む)は、廃止・新規開設の手続きが必要です。
- (注5)開設者が交代・変更になる場合は、廃止・新規開設の手続きが必要です。
- (注6)建物の構造概要及び平面図変更の手続きも必要です。さらに、変更後の病床を使用する前に使用許可申請(現地検査)が必要な場合があります。また、兵庫県知事に対して、病床変更許可申請などが必要な場合がありますので、必ず事前に相談してください。
- (注7)従業員の定員が変更になる場合は、定員の変更手続きも必要です。
- \*「医療機能情報」報告事項に変更があった場合、その情報も変更の報告をしてください。